

西宮市学校運営協議会委員の任命の件

西宮市学校運営協議会委員を下記のように任命する。

令和7年1月8日提出

西宮市教育委員会  
教育長 藤岡謙一

記

- 1 任命委員 別紙のとおり (任命年月日 令和7年1月9日)
- 2 任命理由 校長からの推薦による
- 3 任 期 令和7年1月9日から令和8年3月31日まで

(参考1)

○提案理由

学校運営協議会委員の任命を行うため。

(参考2)

○西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則(抜粋)

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は20名以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 前項の規定のうち、対象学校の校長がその職に着任したときは、委員に推薦

されたものとみなす。

(任期)

第11条 委員の任期は、任命を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第10条に反した場合
- (3) 対象学校の校長が、転任又は退職した場合
- (4) その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

任 命 (任期 R7.1.9~R8.3.31)

学 校	名 前	所 属 等	在 籍
苦楽園中学校	津田 優	苦楽園中学校部活動指導員	1 期

1 校

1 名

苦楽園中学校 学校運営協議会委員名簿

委員数	男女比		年 齢 構 成						
	男	女	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
13	8	5	1	0	1	5	4	2	0

No.	名 前	選 出 区 分	任 命 日	在 籍
1	藤原 典子	保護者	R6.6.13	1期
2	佐藤 美由紀	地域住民	R5.4.1	1期
3	藤原 康平	地域住民	R6.6.13	1期
4	奥 光男	地域住民	R5.4.1	1期
5	宮本 知子	地域住民	R5.4.1	1期
6	国貞 淳	地域住民	R5.4.1	1期
7	甲斐 佳代子	地域住民	R5.4.1	1期
8	鍛治谷 義人	地域住民	R5.4.1	1期
9	田中 美佐	地域住民	R5.4.1	1期
10	津田 優	学校の運営に資する活動を行う者	R7.1.9	1期
11	真多 英博	学校の運営に資する活動を行う者	R5.4.1	1期
12	加藤 正保	校長	R6.4.1	1期
13	櫻木 雅哉	教職員	R5.4.1	1期

※網掛けは新委員候補

(令和7年1月9日現在)